

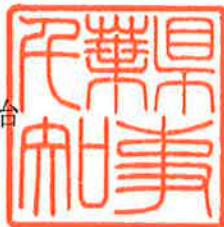
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都台東区根岸五丁目1番14号

氏 名 株式会社 かまや
代表取締役 小島 尚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 令和2年11月30日

許可の有効年月日 令和7年10月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む），イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），ウ 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む），エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む），カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），キ 紙くず，ク 木くず，ケ 繊維くず，コ 動植物性残さ，サ ゴムくず，シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），ス ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），セ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む），ゾ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成17年10月4日 新規許可
令和2年11月30日 更新許可

4. 積替え許可の有無 対・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 対・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。